

第7号様式(第13条)

市民会議（審議会等）の会議開催結果

1 会議名	印西市市民参加推進委員会
2 開催日時	平成20年10月14日（火） 午後2時00分 開会 午後5時00分 閉会
3 開催場所	印西市役所 会議棟204会議室
4 出席者名等	委員 柏崎照子委員、林 正夫委員、藤原政夫委員、前田伸彌委員 吉岡順次委員、庄嶋孝広委員、福川裕一委員、三島木和香子委員 浅倉美博委員、山口和善委員 欠席者 好川八重子委員 事務局 宍倉総務課長、染谷副主幹、海老原主任主事、川上主任主事
5 傍聴者数	0名（定員5名）
6 議題及び公開又は非公開の別	1. 会長及び副会長の互選について（公開） 2. 今後の運営について（公開） 3. その他（公開）
7 非公開の理由	
8 会議結果	議題1について 福川裕一委員を会長に藤原政夫委員を副会長に決定した。 議題2について 事務局より補助金にかかるこれまでの経過や今後の予定について説明を行い意見等をいただいた。 議題3について 特になし
9 問い合わせ先(所管課等)	総務部 総務課 行政班 電話番号 42-5111 内線 436

平成20年度印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成20年10月14日(火)
午後2時から午後5時まで
- 2 開催場所 市役所 会議棟204会議室
- 3 出席者 柏崎照子委員、林 正夫委員、藤原政夫委員、前田伸彌委員
吉岡順次委員、庄嶋孝広委員、福川裕一委員、三島木和香子委員
浅倉美博委員、山口和善委員
- 4 欠席者 好川八重子委員
- 5 事務局 宋倉総務課長、染谷副主幹、海老原主任主事、川上主任主事
- 6 傍聴者 0名
- 7 議 題
 - 1 会長及び副会長の互選について
 - 2 今後の運営について
 - 3 その他
- 8 議 事

【委嘱書及び任命書の交付】

【市長挨拶】

【委員及び職員自己紹介】

(会長及び副会長の互選について)

仮議長(事務局) 印西市市民参加条例施行規則第15条第1項の規定により、会長の選任は、委員の互選により定めることとなっている。推薦等があればお願いしたい。

三島木委員 学識経験者である、千葉大学の教授である福川先生を推薦する。

仮議長(事務局) その他になれば、福川委員に会長をお願いしたいと思うが、賛成の方は拍手をお願いしたい。

【拍 手】

仮議長(事務局) それでは福川委員に会長をお願いします。

【会長挨拶】

事務局 印西市市民参加条例施行規則第15条第4項の規定により、会長に議長をお願いします。暫時休憩とする。

【休 憩】

議 長 印西市市民参加条例施行規則第15条第3項の規定により「会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。」となっており、同条第1項で副会長は委員の互選により定めることとなっている。推薦等があればお願いしたい。

【発言者なし】

議 長 意見が無いようなので、事務局の方で案があればお願いしたい。
事務局 事務局案として、これまで条例の策定に関わった経緯のある藤原委員にお願いしたいと考えている。

藤原委員 年齢的に心配している。若いの方がよろしいのではないか。
林委員 みなさんで一緒にやっていくということで、受けていただきたい。
議 長 副会長を受けていただけるか。

【委員了解】

議 長 それでは副委員長は藤原委員とする。

(条例の概要等について)

議 長 議事に入る前に条例の概要等について事務局から説明したいという申し入れがあったので事務局の説明を求める。

事務局 【事務局より条例等の説明】

議 長 事務局からの説明について、何か質問等があればお願いしたい。

藤原委員 市民参加推進委員会は、条例の第11条、規則の第9条の審議会、条例第13条の推進委員会と位置付けがどのようになっているのか。

事務局 審議会と推進委員会だが、審議会というのは市の附属機関であらゆるところに審議会は設置されている。今回の市民参加条例については、市民参加推進委員会が審議会に代わる委員会という解釈である。

藤原委員 なぜこの条例の中に一般的な審議会の規定があるのか。

事務局 市民参加の手続きは、パブリックコメントや市民会議など段階によって市民の意見の反映の仕方がいろいろある。その中のひとつとして審議会手続きというものがある。また、推進委員会は、市民参加条例の運用についてチェックする役割を担っているので、そのような形で区別されている。

藤原委員 審議会は市民の意見を聴く他の手法のひとつということによろしいか。

事務局 そのとおりである。

議 長 審議会は、個別具体的な案件となるのか。

事務局 基本的には審議会というのは個別具体的な案件について、専門家や市民の意見を聴いて行政が判断の材料とするものである。

庄嶋委員 審議会等と単純に言うときと条例上の審議会等手続きというのは若干違う。この条例でいう審議会等手続きという場合は、あくまでも第5条の市民参加の対象となる行政活動を行う際にこの審議会等を行う場合にそれがこの条例上の審議会等手続きになるということで、イコールではないということ整理しておかないといけない。

藤原委員 審議会のそれぞれの意見は、市民参加の一形態だということのみ

ならば、それは市民参加推進委員会に場合によっては、諮るとい
うことがありうるのか。そういう意見を聞いたという情報はこちらの方に
流れてくるのか。

議長 委員会が各審議会に対して関与するとすれば、それは11条に書い
てあるような形で適切に運営されているかということになると思
う。具体的な内容については関与するところではないものとする。

藤原委員 具体的な内容ということではなく、市民参加という立場から適切に
処理されているかどうかということをチェックするのがこの委員会
の役割であると理解した。

林委員 この市民参加条例に関する推進だとかチェックだとかそういうこ
とを主にして行うということによって理解して良いのではないか。

事務局 行政単独ではなく、政策形成の段階から市民の意見を組み入れたシ
ステムをつくるために市民参加条例を策定したものである。手続きと
しては、市民会議などいろいろあるが手続きのひとつとして11条の
審議会で意見を伺っていくものである。

前田委員 条例の13条で言っている委員会というのは。

議長 この委員会を指している。

議長 審議会そのものはすでに山のようにある。法律でも定められている
し、条例で市が独自につくるものもある。その審議会すべてについて
この11条に従ってちゃんと市民参加できるようにやらないといけ
ないということである。法律に定められている審議会の要件と要件が
ぶつかる場合はどうなるのか。

事務局 上位法が優先される。

藤原委員 市民提案手続とこの推進委員会との関わり方について、条例第12
条では必要に応じというように書いてあるが、この場合必要に応じと
いうのは、市が提案の実施が難しいような場合に限定をされるものな
のか。

事務局 市民提案手続について委員会が負うべき内容とは何なのかとい
うことを考えると、提案手続に対する良い、悪い、条例化するべきか
否かという議論ではなく、それはあくまでも専門的な委員会や市民会
議などに意見を聞いて判断すれば良いものとする。提案に対して市
民目線で判断がつかないような場合、どういった手法を用いて市民目
線で見ると言った方が良いのかというような手法を推進委員会の方へ諮
問し、それに基づいて担当課で対処していくという形で考えている。

藤原委員 必要な手立てを尽くしたということがあればよろしいとい
うことか。

事務局 そのとおりである。

議長 こういう人がこういう提案をしたと、それでどういう対応だったと

というのは公開されるのか。

事務局
議長

公開される。
他になれば、議事の（２）の今後の運営について事務局より説明を求める。

（今後の運営について）

事務局
議長

【事務局説明】

まず、この会議を公開するかどうかについて、意見があればお願いしたい。

庄嶋委員

四街道市で公開に関して話になったのが市民提案のような場合に個人情報提案書の内容に含まれているような場合は必要でない限り、内容的に公開にならないようにしている。

議長

その場で個人の名前が分からないようにするという公開する際の注意ということで公開することについてはよろしいか。

【委員了解】

議長

次に傍聴人の定員についてだが、事務局の説明では定員はその都度会場の広さを見て設定するということか。

事務局

会場の広さによって事務局で設定させていただきたいと考えている。

議長

ただし、可能な限り受け入れるよう努力し、傍聴人が多数となることが予め予想される場合は、できる限り多くの市民が傍聴できるような会場の配慮に努めるという原則があるが、会議開催のお知らせをするときにその都度定員何人ということを設定してお知らせするということか。

事務局

定員については、会場の大きさなどを考慮する形でして事務局に一任いただければと考える。

議長

もし、会議開催のお知らせをしてから傍聴が多く来たら会場を変えるということもあるのか。

事務局

状況によって臨機応変に対応したいと考える。

議長

それでは定員についてもよろしいか。

【委員了解】

議長

次に傍聴要領について案ということで配られたがいかかか。

前田委員

せっかく来ていただくのだから、拍手ぐらいは認めてあげた方が来る人も楽しみだし、欲求不満も溜まらないで済むだろうし、それぐらいいれば意見は左右されないと思う。私もある委員会を傍聴して、ただ聞いているだけで非常に欲求不満が溜まった経験がある。拍手ぐらいは許してあげても良いのではないか。

議長

例えば議会ではこういうことは決まっているのか。

事務局 傍聴については議会では傍聴規則に基づいて行っている。委員の発言に対して公平性とか自由に発言できるという雰囲気にするためには、やはり傍聴の方はある程度静粛にさせていただければ、委員の方々も発言しやすいと考えるので、極端な拍手とかそのようなものは、他の会議でも控えていただいている。

前田委員 非常に良くわかるが、市民参加という精神に則ると多少やじが飛ぼうが意見に対する反応が出ようがある種市民参加の表われとだと思ふ。どうしても弊害があるのであれば、また変えれば良い。最初は垣根を低くしておいた方が運用上良いのではないか。

事務局 できればお示しした傍聴要領案でお願いしたいと思う。あとは運用の中で行いたいと考えている。

議長 議長の権限で傍聴の方の発言を認めるというのものもあるのか。

事務局 基本的には傍聴者の発言というのではない。

前田委員 ある種偏った方の発言であればまずいと思うが、前提は善意の市民なのでできれば認めてあげたい。

議長 これは常識の範囲で原則として守っていただくということではいかか。

【委員了解】

議長 それではこの案を原則として、市民参加推進委員会に相応しい形で行っていくということにする。

続いて議事録について、全文筆記か要点筆記かということだがいかか。全文筆記は一応作るのか。

事務局 基本的には全文筆記を作成した後で要点筆記にするような形になる。

林委員 要点筆記で良いと思う。

前田委員 コストはかかるのか。

事務局 職員が作成するので人件費はかかる。

藤原委員 要点筆記の方が作成が難しい。全文の方が楽だが読む方は何を言っているのか分かりにくい。やはり要点筆記で整理していただいた方が手間はかかるかもしれないが読みやすい。

議長 基本的には要点筆記ということでよろしいか。

【委員了解】

議長 次に発言者の表記方法について、ABCのようなものか、実名を書くのかということだがいかか。

林委員 ABCでよろしいのではないか。

庄嶋委員 実名を出して特に問題がなければ実名が良いのではないかと思う。

藤原委員 市民会議のようなもの場合はABCなどにした方が良いと思うが発言に対して責任を持つということで実名を出すことが必要だと

思う。

議長
事務局
林委員

他の審議会などではどうか。

表記の方法はさまざまである。

色々な議論をしながら最終的に決定されるわけだから、個人がこう言ったとかではなく、みんなで決めていくということなので市民参加推進委員会としてどう決めたかという形でよろしいのではないか。推進委員会の中で決定したら、我々は実名で分かるわけでそれを公開まですることが本当に必要なのか。

議長
事務局
林委員

これはホームページに載るのか。

そのようにしたいと考えている。

推進委員会がどういうことをしたということはどんどん公開されるべきだと思うが、実名を出すことは会の運営として逆に難しくなると思う。逆に発言を控えておこうということになりかねない。

藤原委員

四街道市の場合実名を出しているということだが、どのように行ったのか。

庄嶋委員

出されて困る人はいるか聞いたところいなかった。できるだけこういうものは公開してやっていくというのが市民参加の趣旨だったので、率先して我々の委員会を公開するということになった。その時に実名がでると発言を控えてしまうという方がいればそうならなかったかもしれないが、特にそのような意見がなかったので名前を公表する形になっている。

藤原委員

傍聴も自由なので、特に隠す必要があるのか。むしろ隠す方がおかしいのではないかという感じはする。

柏崎委員

もしホームページを見た時にAさん、Bさんとなっているよりは、今回柏崎がこんな発言をしたと、そういう意味では公表した方が良いと思う。そのホームページを見る人は非常に興味を持って見るので、なぜ匿名なのかと思う人がいると思う。

吉岡委員

ホームページに載せられるというのは今初めて知ったが、ホームページにはその議題に対してははじめから最後まで全部ひとりひとりの発言が載っていくのか。

議長

要点筆記である。

吉岡委員

もちろん実名で出した方が良いと思うが、議題によって今回は厳しいなというものもあると思う。ケースバイケースである。

藤原委員

市民提案の問題があった時に具体的に利害関係が直接かかわるような委員の名前は出しにくいという問題はあると思う。議題によって多少柔軟性を持たせた方が良いのではないかと思う。

三島木委員

今まで色々な委員会で記録に名前が載っている委員会もあったし、何々委員というのもあった。私は意見の言えない人達の代行で来てい

るので名前が出てもらって構わない。

浅倉委員 事務局と同じような意見になると思うが、前任のところでは委員名は載せていなかったし、その前は載せていたというように市役所内でも特に統一的なものはない。私としては個人名を出す事は特に問題はないと思っているがあえて個人名を特定させる必要が逆にあるのかというところもある。議論した上で決めていただければと思う。

山口委員 市民活動推進委員会については、名前は委員長、委員というような形で実名は公表していない。公表する方向の方が意見を言う場合にも責任が伴うので私は公表の方が良いと思う。

林委員 個人パワー云々ということではなく、私は良いとか悪いとか関係なしに言いたいことを言うのでそれを全部公開されるというのじゃべれなくなる。私個人のために来ているわけではなく、市民参加の促進だとか確認だとかそういう形でこの推進委員会というものをきちっとフォローしていく責任があると思う。推進委員会に選ばれて名前も公表されているし、たくさんいる委員会の中で決めて、みんなで責任を持って進めると、委員会はそういう組織体だと思っている。

議 長 委員会は討議の場であり、結論に至るプロセスというのはものすごく大事である。最後まで意見がわれる場合もあるので、そのこと事体の記録はとても大事だと思う。

林委員 記録は大事であるが、何か検討議題があったときにやっぱり個々の問題については何か議論をすることがあったときにそれはやはりまずいのではないかと思う。本来はそれに関わらない組織というか委員だとは思いますがそういうことも出てくると思う。最初からすべて公開というのはどうかと思う。

議 長 個別の利害関係がある場合は公開してはいけないと思うが、原則は発言者は分かるようにして、そういう問題が万が一発生したときにその部分だけはABCというような前提ではいかがか。こういうのは全部公開になってしまうと思う。これは市民参加推進委員会なので、ここでABCにされると私は議長がやりにくくなる。

林委員 基本的には今後の方向性として行政サイドでもどんどん公表していくという形で進めていくのか。

事務局 氏名の公表については、各委員会の中で行っていただければと思うが、氏名を公表すべきかまたはABCにするかということは各委員会の審議内容によって異なってくるものだと考える。

藤原委員 その都度実名でやるかどうか決めるのはどうか。

議 長 原則はどちらか決めた方が良く思う。

庄嶋委員 四街道市では、冒頭のところで議長が今日の案件については個人情報に含まれていないので、原則どおり公開してよろしいかと確認して

始めている。案件によって個人情報なんかは公開しにくいものや、委員の立場でもちょっと公開でやりにくいといった案件があった場合には、例外として非公開案件として取り扱う。原則公開と決めると文書としては何に反映されるのか。

事務局 特に反映されない。

庄嶋委員 先ほどこの委員会を含めた審議会等の運営についてお話があったが、事務局が学識の人間を選ぶときの人選は事務局に任されている。公募についても内部的に審査をして選んでいるとそういうふうに事務局が公募で選んだり、学識で選んだりした方々が会議の中できちんとそれにふさわしい発言をしているのかというチェックすることも市民参加だと思う。それで公募のときの選考の仕方は変なんじゃないかとか学識経験者はもうちょっとちゃんと選んだ方がいいよとかそういうこともチェックするという意味では名前は出ていた方が本当の意味での市民参加だと思う。

事務局 過去の実例からみて、審議会の議事録を見てどうのこうのということとはほとんどないので、ご安心いただきたい。

藤原委員 実は市民提案手続きの場合は、問題がある場合がある。現実に今ひとつの案件がある。これは非常に私と関係のある案件だが、そうすると名前が出るということはちょっと。他の問題についてはないと思うが、私は別に差し支えないが市民提案手続きの場合には利害関係者が出るということである。

議長 では、個別の議題はABCにするか。

林委員 個別の議題を審議する場ではないのではないかと。

議長 市民提案というものが出る可能性もある。

林委員 出てきてもそれは専門的な部署で検討されることで中身を検討するものではない。

藤原委員 それに対して必要のある場合と書いてあるわけだから、その場合は相手方にこれはだめですと納得させるためにはこちらのお墨付きが必要になるのではないかと。

事務局 事務局からの提案として、原則公開として、市民提案については、とりあえずはABCというように、それ以外は公開にするというのはいかがか。

議長 事務局からの提案でいかがか。

【委員了解】

議長 またこれは委員会で変えることはできるので、当面はそれで運営してみるということで決定させていただく。

続いて会議録の決定方法について、会議録等の案を作成したときは、次のいずれかの方法により確定するとなっている。

1 番目は会議における議決、2 番目は委員が自分の発言のところを見ていいと言えはOK、3 番目は市民会議又は審議会等が指名した委員による承認、4 番目はその他市民会議又は審議会等が定める方法というふうになっている。

1 番は次の会議までなかなか会議録が出ないということになる。2 番目は他の方の意見がおかしいのではないかとということになると大変になってしまう可能性がある。3 番目は、指名された委員の方がチェックをする。4 番目はその他に何か方法があればということだが、ご意見があればお願いしたい。

林委員
議 長

3 番が良いのではないか。

それでは3 番で良いか。

【委員了解】

議 長

順番は、名簿順で良いか。

【委員了解】

議 長
事務局

続いて、委員会の役割について事務局の説明を求める。

【事務局説明】

議 長

質問等があればお願いしたい。

庄嶋委員

他の自治体は、実施予定というものを年度の最初に公表して、その予定に入っているものがちゃんと年度末の段階で行えたかどうかをチェックするということが標準である。年度の途中や終わりにならないと何について市民参加をやっているのかが分からないというのは運用の仕方としてどうか。また、条例の第5条第1項に当てはまるかどうかの判断は、各担当課任せになってしまうのか。各課の判断で入らないとしたものはここに出てこないと思うがどうするのか。

事務局

8月の時点でこれから市民参加条例に基づいて諮問されるであろうものを調査したので配付する。

庄嶋委員

これでは、ここに報告されたものしか分からず、条例上やらなければならない対象なのに、担当課で判断してやらなかったものは我々は分からない。ただし、我々からしてみてもこういうものがないと分からないということで一応準備はするということでよろしいか。

事務局

そのとおりである。

議 長

ということなのですが、結局、委員会に報告し、これを公表するとなっていて、報告をいただいた段階で、我々は、意見をまとめて報告するということになるんですかね。実施状況に関しては、プログラムなしで始まっているわけではないということ踏まえてご理解いただきたいと思います。

前田委員

4月から市の予算が決まって新事業計画みたいなものが始まるわけだが、新年度が始まったら早い時点で出していただきたい。

- 事務局 我々も年度末に次年度の事業を調査を行い皆さんにもお示しさせて
いただく予定である。
- 議長 これはやらなくてはならないことだと思いますので、具体的には次
回検討していく。
- 続いて、市民参加推進指針をこの委員会は作ったらどうかという提
案についてだがいかがか。
- 庄嶋委員 この指針というのは、実際どういったものなのか。できるだけ参加し
ていただく手立てを考えていくものなのか、それとも条例などに具体
的には書かれていないような判断を示すものなのか。
- 事務局 まだ想定の段階だが、市民が参加をしていただけない中で市民参加
ということは違うのかなと思う。行政側としても情報の提供をさせて
いただくが、参加をいただくような手立てを考えたいと思っている。
- 藤原委員 市民参加のグレードアップをどうやっていくかということだと思
う。この委員会が、ただチェックだけやっていけばいいのか。モチベ
ーションをあげてグレードアップしていこうというような考えだと思
うが。
- 三島木委員 内容を見てびっくりした。評価するということは大変である。全く
知らないことを評価するというのは、並大抵のことではない。今聞い
た中では構想だけはあるが、何をするのかわからない。何ともいいよ
うがない。
- 庄嶋委員 前提条件として年間に何回開催する予定なのか随時なのか。
- 事務局 会議の予定だが、年2回は定例で行う。年度当初に1回、11月頃
に1回、年度当初は1年間の評価又は報告、新年度の予定について説
明し、中間報告として11月頃に1回と考えている。その他、運用の
指針的なものを作るだとか臨時の委員会の開催を考えております。
- 林委員 当初年4回という予定になっている。この4回の年間スケジュール
は必要である。それと、市民参加条例が具体的に活動されているいろ
んな案件が出てきたとして、基本計画や総合計画とかいうものまで市民
参加推進委員会がそこまで入り込むのかどうか。
- 議長 中身を議論するものではないものと考え。少なくともこの条例で
定めたやり方に従って手続きが行われているかどうかに関しては、
我々がチェックすることは必要だと思う。それは条例に規定されてい
るので我々の基本的な仕事だと思う。
- 庄嶋委員 どこまで評価するか、何をチェックするかを決めていく必要がある
と思う。
- 吉岡委員 年4回で1日何時間するのかはわからないが、年4回でできるのか。
- 議長 この条例ができたことによって、ちゃんとやったかどうかの評価は
ここでするしかない。

- 事務局 印西市の行政の運営をしていく上で、きちんと市民参加条例どおりに履行されているかどうかをチェックしていただきたいと考える。事業自体こういう市民参加を取り入れて、こういうふうを実施し、結果こうだったということは、すべて事務局の方で用意しておく。それに対してコメントしていただくことによって、印西市の市民参加がよりグレードアップしていくものとする。すべて委員会の方でやっていただくという話ではない。評価の仕方については、本来であれば、この委員会の中でこういった評価の仕方をしていくのか議論していただき、評価基準を考えていただきたいが、難しいようであればこちらで考えることも可能である。
- 藤原委員 評価の仕方というのは、例えばアンケートなんかは設問の仕方で偏りが出てくる。行政としては、こういう結論に導きたいんだということを、ある程度操作できる。そういうものの偏りがあるかどうかは、この推進委員会でチェックする必要があると思う。
- 事務局 初めてのことなので、試行錯誤しながら議論していくしかないと思う。基本的に重要な部分は、事務局の方で作るので、その中でこうした方が良いとかそういう形で進めていきたいと考える。
- 庄嶋委員 四街道の場合、条例のつくりが少し違って、結果の公表ところが義務付けられている。内部の市民参加推進本部会議という部長クラスの会議があり、そこで一度内部としてのコメントをつけて、確定した上で委員会に提出する。委員会としてそのコメントを見て、委員会でもっとこの点はこうするべきではないかというようにしている。一度内部評価を受けてから委員会へ出すということで行っている。
- 議長 具体的にどうやるかは、今日は固まらないので、次回までに行政側の案を考えていただきながら委員の皆さんも何か意見があればと思う。次回はいつ頃を考えているのか。
- 事務局 2月頃を考えている。
- 議長 推進指針については、次回ということとする。
- 事務局 次に推進するための施策ということだが、シンポジウムやワークショップや視察を行うということか。
- 事務局 市民参加を市民の方々により理解いただくためにフォーラムを開催したいと考えているが、フォーラムの中身については、これから考えていかなければならない話で委員会のご意見を伺いながら、行いたいと考えている。
- 林委員 ぜひそういう企画をしながら、市民参加のレベルアップを図っていただきたいと思う。
- 議長 フォーラムをやることについてはいかがか。

【委員了解】

前田委員 実際の作業量と開催の回数からすると全員集まっては、大変だと思うが、事務局の負担が増えるかもしれないが、この中の有志みたいな感じで作業をすすめていきたいと思う。

議長 具体的にいうと。

前田委員 市民参加というのはすごく長期戦で、やっと条例ができて、ここ3年くらいは、種まきして、芽が出るか出ないかそういう期間だと思う。そのための事業をやっていきたい。市民参加に関する職員の方の意識をどういう風に変えていくか。残念ながら市民は、なかなか参加してこないし、意見も言わない。市の方はそういう環境作り、土壌作りをしていった方が、実は早い。我々が市の職員の教育というものに少しお手伝いできないかと思う。

議長 もう少し具体的にいうと。

前田委員 条例の施行にあたって、市の職員の方の講習会を2回くらい行っただけだったが、この条例の運用で逃げる方法はいくらでもある。この精神に則って本当に市民目線の行政ができれば、最終的には市の評価システムに則ったら、市の職員のボーナスが上がるくらいにすれば、完成度が高まると思うがいかがか。

事務局 実際印西市も今までの長い年月をかけて、市民参加が制度化されてきた。制度化された以上は、この委員会の中でグレードを上げていくためにやっていくことなので、市民参加という職員の意識は、ある程度意識付けというものはあると考えている。この中で、市民と行政が基本的には情報の共有を図りながら、目的を一にしていくという部分が重要になってくると思っているので、市民の方々へ周知するためにフォーラムを開催しながら、市民の方々の意見を聞いてやっていきたいと考えている。

前田委員 市民の声を聞く方法、例えば、Aという建物を作るには20億円かかるが、この20億円をどのように使いますかとか、選択の余地をつくったアンケートを実施するとか、そういうスキルを向上させる余地はあると思う。市民の意見をたくさん聴くという意味で。そういうような活動をやっていきたいと考えている。

三島木委員 この委員会が活躍する場面だが、評価も完了前に委員の意見を聞いてほしいと思う。反省のときだけでは効果がないと思う。取りかかりの時点だとかやっている最中においてお願いできたらと思う。

事務局 市民参加を推進して、皆さんよかったなと思えるような委員会にしていきたいと考えている。

林委員 次回は来年か。

事務局 次回は2月頃を考えている。

林委員 次回はもう少し早めて、方向性をはっきり煮詰める必要があるのでは

はないか。

議 長

2月に、どのように評価をしていくかを議論していくということだ
と思う。

藤原委

事務局でそれまでに議論をするたたき台的なものを準備ができる
かという問題もある。

事務局

今日はいろいろご意見をいただいたので、次回の日程も含めて検討
させていただく。

議 長

開催時期について、できればもう少し早めをお願いしたいと思う。
以上で会議を終了する。

平成20年10月14日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と
相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員_____